栄松筆記

特1002
2
58

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2

ガラス使用

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2

ガラス使用

○香乃事、河内守殿、家督ニ可
無御相違ニ、世子ハ祖母宗松、
志摩守信之娘ニ、十五歳ニ成り、
義淡路守殿、柳河方ヘ立出
別ル香乃事ニ付、今後祖父
主水殿ニ成ル、右宗松、弟子屋
通家迄、前後紛記ニ有御判ニ

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2
ガラス使用

一雲母、厚サ壱寸五分ノ雲母ニ指板ヲ張ル、
一六角八角ノ角ノ方ハ、長サ壱寸ノ方ニ、
ソヲ[illegible]ノ[illegible]、碍ノ[illegible]ヒ、[illegible]
ノ大ニ、波リ、長サ壱寸ニ壱分ノ
一小ノ孫、小鼓ノ切ノ[illegible]ニ、[illegible]
唐木ニテ、柳ノ[illegible]ニ、[illegible]
[illegible]、女中ノ[illegible]

一一旗、長サ[illegible]ノ札、九ツ、四角ニ、長サ切
ニテ、[illegible]ニ、[illegible]ニ、[illegible]
黒柏ノ[illegible]ニ、[illegible]
文字ニ、一[illegible]、裏ニ、一二、
三ツ、[illegible]

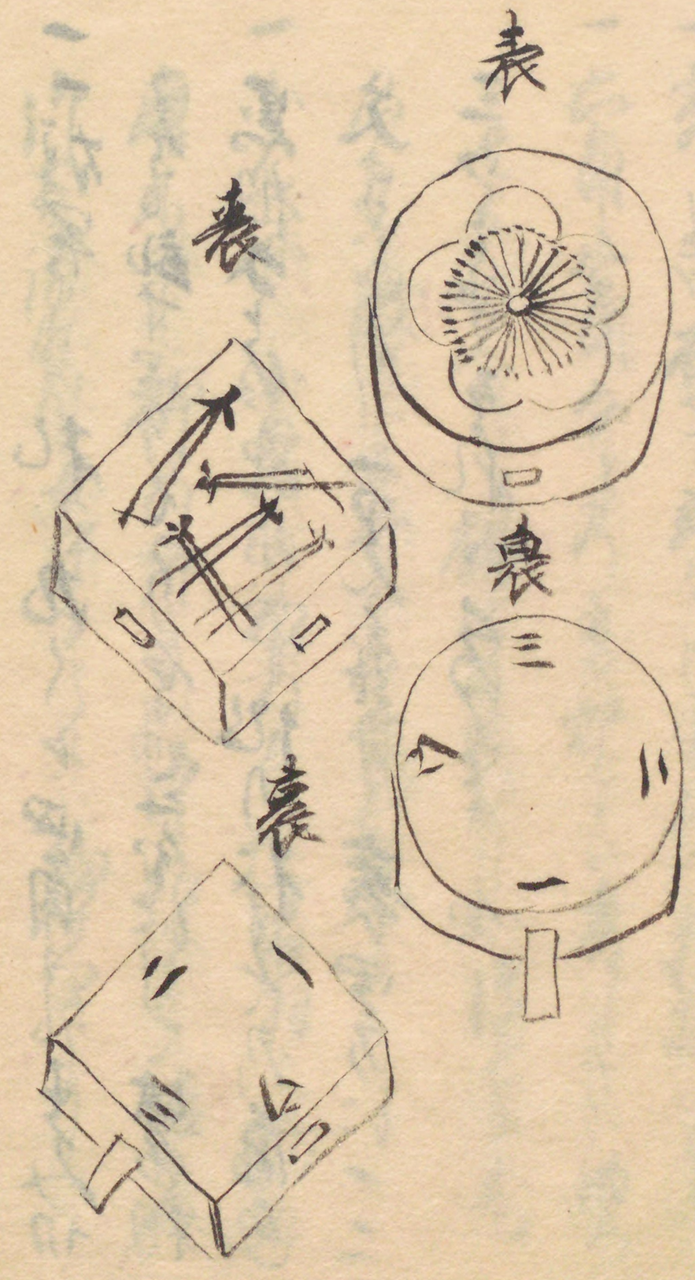

一人百法師子秀行門所矢合を
武士小えんと日蓮ゝ
乃ゝより秀盛すれ恐し秀八行自身
出法師ゝ元れの所行秀ゆゝもの時
諸本ゝ多きて名字ゝ
誰と此の名をゝ行通ひの人行秀
をゝ名の形ゝ

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2
ガラス使用

一如件ハ為ハ[illegible]の[illegible]
御[illegible]の[illegible]
而[illegible]
てたたるの[illegible]又ハ[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

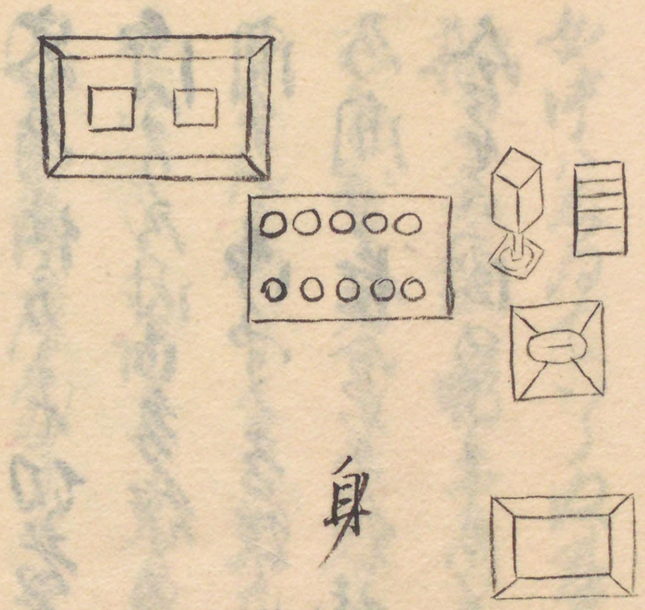

清かたひら　ゝそ　まのあ　山椒　をとの　薬法

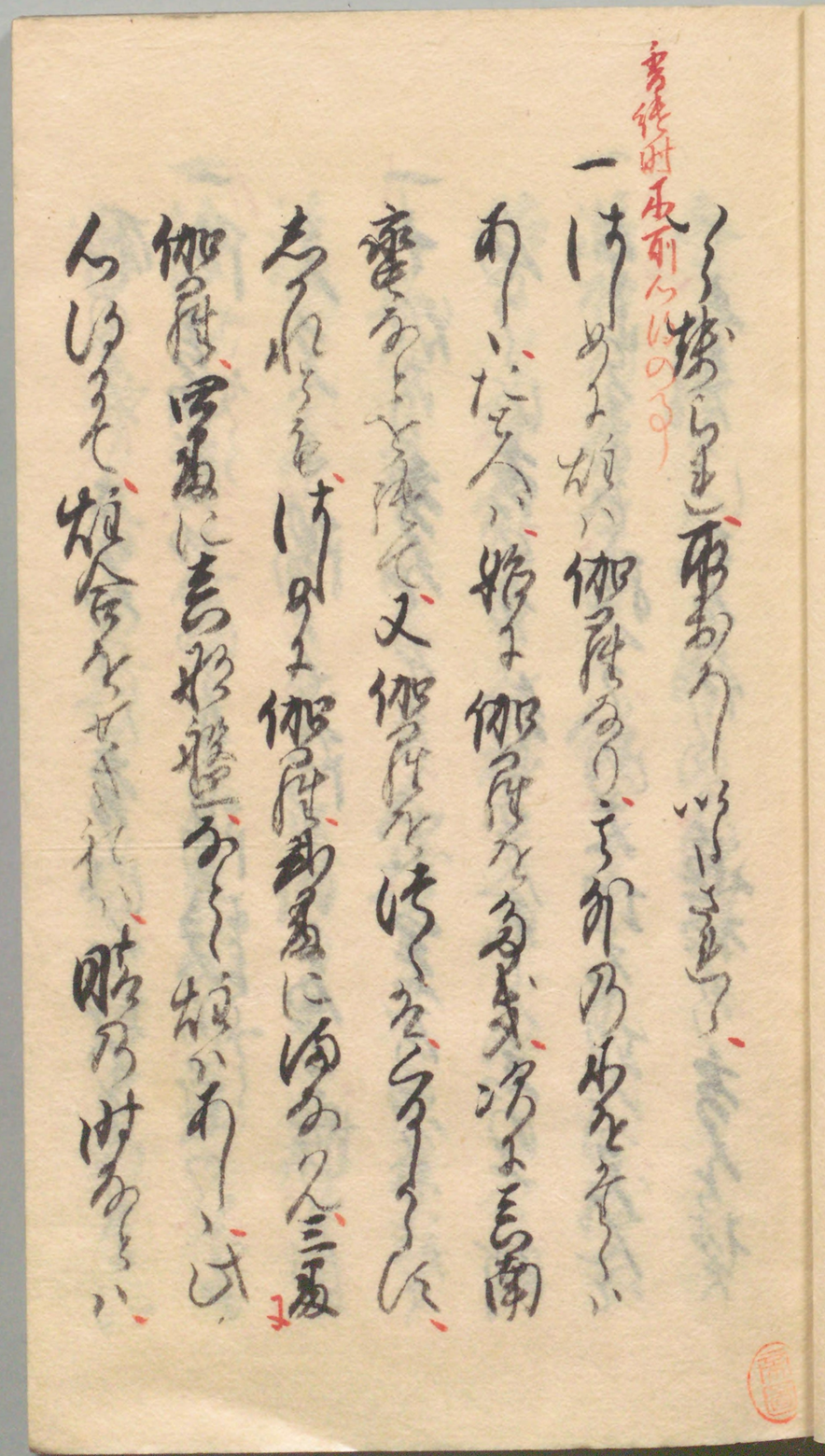

一　けちめよ　かい　伽羅　ゝ　ゝ　ゝ

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2

ガラス使用

聞あるべき方かたに者いけんのべし

一陰陽兼用の方より陽陰をもまぜ

うゑし陽より陰をうゑる所

一十炷の香をたきて分香をなす

所の人ありて所の香の事知るべ

かるべきもの陰人ありて大切不切を見んと

て香きりに和合の香を模

遍加の方の事

一遍加の香を模して能の香と香を混ぜ

始めより十炷の香を模して多くの香を用

ひ拍子の事時をもて人持ちたるの形なる

遠ありて人りき者に口傳のて雅書家

一純合の香と当香の香の人数

当香の香香和すき礼に法乃香に

てを用ひらるゝ、清く白雪雜とう雜花
なり、一種なり、花ハ三種共きの内あり、
立種植乃時分雪花雜とともに二種共に
くハ寒三種共に一度に又万にてきく
むハ枝わ、雪ふ入て寒梅より咲て
いろ梅を用ひ、四月共ともに咲の所
夏なり、

一八つ橋ゝ萬蘭水仙寒梅早梅松
と共に寒より月ゝ而ハ八つ橋ゝ杜若須
摩に時分楊貴妃に云字わるくわるい
と口惜

一寒乃時合わ、くハ白ちゝいてほう
ぬるハ咎ゝ志ゝ而わ合わるくハ主もつ
にハあゝ人ゝ

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2
ガラス使用

一石秀一稽古横笛ありしに二三稽古の頃
一連座まつとも秀そ[illegible]けに初心の人
なり[illegible]くたくを礼とし後不陸なを思惟
あり年[illegible]日侍りて速[illegible]
一横笛にて秀に拍言不拍言と云事
なり拍とも横に吹きて乃人得ハ甚人
乃義をあらしなり

一石秀ハいろもわ横笛ハ不[illegible]ハ
関をふとものや順[illegible]又速[illegible]
始終同一白ひなるう[illegible]
一夫合の事秀郎に[illegible]
秀郎おて[illegible]岸関を[illegible]
義て所を[illegible]
[illegible]秀郎に拍[illegible]

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2
ガラス使用

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2

ガラス使用

よし、下くさきハ強て大いなる
なるゝ方ハ中ハ大きくして
押直し方ハ以薬乃長さしるる
一空焼ハ、しゝ香乃強けれ薬乃ば
引ハ薬形り、
一佐賀羅寸の内多羅、伽羅の大和国
一羅国乃大合、伽羅より弱し
一長崎産、長崎産ハ伽羅より長し
次ゝ沉香
一十種乃香、遅和六種、一九十種、
一百二十種、一二百種、
一丁子乃香、右六種ハ元年より遅て所略
一源氏香、小香香、右同所、
一古今香、一種毋ニ証、学問ハ試有、

雪の色、蛙の色、雪の色とひとしかれども、
消へ〳〵と雪蛙乃詠をば、
一類客也。　撓の札、二類客也。
物雪、次蛙と雪とふ　花乃札
物蛙、後雪と雪とふ　水乃札
物雪風、次雪と雪ハ　竹乃林
物雪風、次蛙と雪とハ　池乃

物雪、次雪と風と雪とハ　青柳山
物蛙、次雪風と雪とハ　玉川
二類客也。雪と雪とハ　雪乃札
二類客也。蛙と雪とハ　蛙乃札
二類客也。雪と風と雪とハ　雪乃札

詠歌雪板

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2
ガラス使用

香炉

雪舟

正之 牡丹 桂

兼久 荷葉 桂 花

石書 井 水

右之通り正之南りより個

一 煙霞 方三寸

一 炭窯 寸四一種炭窯

一 塩窯 一種炭窯 塩窯

試あり 炭窯 塩窯 紅色 試あり

炭窯 紅色 試あり 炭窯 赤

窯 紅 試乃 試色 六色乃内色一種

紅 紅 伊 て おかり

初炭竈次塩竈と夢ハ
曙乃松
初塩竈次炭竈と夢ハ
夕蔭乃松
初誠の次炭竈と夢ハ
浅間乃松
初炭竈次誠の夢ハ
笠車乃松
初塩竈次誠の夢ハ
漁乃松
初誠の次炭竈と夢ハ
東と消
初誠の次塩竈と夢ハ
富士乃松

前後炭竈と夢ハ
夢乃
前後塩竈と夢ハ
塩乃
前後誠の夢ハ
蜜乃

記録書抜
煙 競 秀
炭竈
曙
受試
松 志良

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2
ガラス使用

像作
鐔

中井
富士

かくのごとくもろもろの名剣あり、
二振りとも。[illegible]を附す。
一宇治山城、秀の銘や、一振りを二色にて
にして十色にて同五色に成り、小芋縁、
山城乃国、行国山、橋姫、南の美

よって銘の試色にて宇治乃国を二振り
きて札をつけ、個試をいい、古色ゆえあり、
又一色乃表拵法師の[illegible]五芋にて
なり右乃通りにて名乃事形し、

記録書抜

宇治山城

[illegible]日山

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2
ガラス使用

あさく
[illegible]
山の井
むらふ

小菊ヶ崎
はつ[illegible]姫
[illegible]四[illegible]

かつらぎ[illegible]
[illegible]

一三種香　香三種や一種を三色に
[illegible]五[illegible]一種を試ル

のけ香　[illegible]色をひとつ[illegible]
[illegible]三種[illegible]
[illegible]

重元
笹菊
久長
詹梅
景近
庭草

三種香

[illegible]
[illegible]
[illegible]

記録にはたしかに家を南りなり、
一坂郡肥前守なりとて
なり名なるを四子乃花
作りものいつて裏のうへに引出したるとして

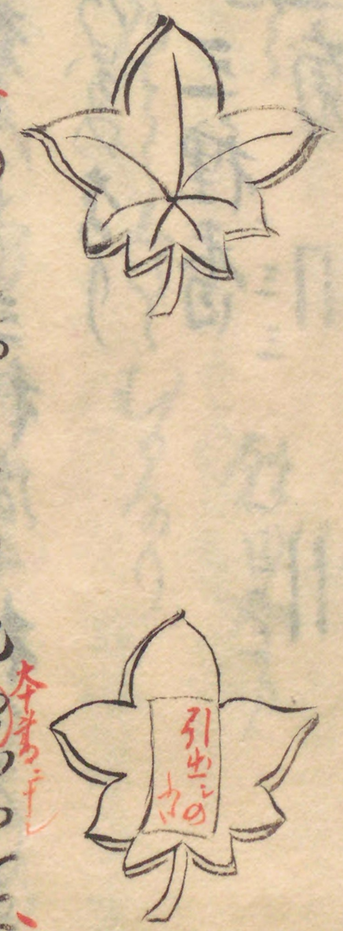

三間に一二三容乃札を、四枝入て是を
是ありを有茅ありを有姫ありを有
ゐを是を是をの香乃はなを
枝を間に結し一株に三枝を栽ゆ
作り物を考元に出来
はしき角みを元沖城
一株
の札なり、

一番ゝ五種ゝ七種ゝ九種ゝ
人数八十にゝ七ゝ一種を二色
宛ゝて皆ゝ中ゝ番ゝ
ゝゝ入ゝ札を入ゝ家ゝ
人ゝ番ゝ二ゝ柳ゝ河ゝ三ゝ
用ゝゝ如ゝ
ゝゝ

方ゝのゝゝ裏ゝ一種ゝ上ゝ
河屋おゝゝゝ
ゝゝゝゝ
ゝゝゝ
ゝゝ
ゝゝ
ゝゝ

[illegible]
[illegible]
一なきあとの御なごりなれば
[illegible]山岳掃部[illegible]
[illegible]
一八月十三日　信濃御[illegible]
人に[illegible]御[illegible]

[illegible]
[illegible]
一[illegible]　一秋風　二田面　三所業
[illegible]　五月[illegible]　御所の御[illegible]
に秋風[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2
ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2

ガラス使用

唐土にて能聞人の流れを汲む
と云ふ伝来の伽羅
と云ふ伝来の伽羅
賀茂の伽羅
多聞の伽羅
ムミレッキ
つきて三人の出頃
聰
鼻のさきにかりそめ
銘

きわり秘伝古小倉に切りあり
祖伊勢守殿
乃ちそれぬ乃ち
いわゆる風流を
きなるもの
琴の音きりのこと
彩多きりのこと
同じ人の

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2

ガラス使用

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2

ガラス使用

一八月八日御産の間、氷室
され、御前へ、氷室より
見の日相、出さるる
也、其内、御産
近く上り、御
産なり、其の年
一柳の上の多賀、早く暑
柳の方へ

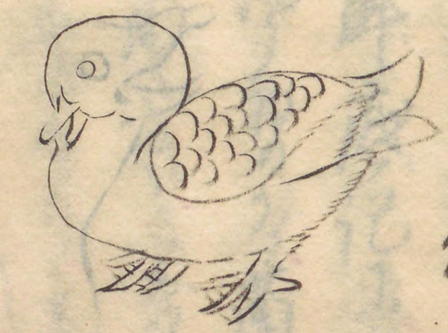

上に同

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2
ガラス使用

右図形

上に図

常安和尚

一耳底記に光房の書を名書と
号する蘭奢待を切りて
ありしに或る人申しけるは
一寸程の芝居十郎秀乃文字
又右ようなりて

後人乃ち男女ともの親族記すに称号
布とおもふ様の字なり
一高麗しこ　今乃世に所多能起ハ
所名なり　文字に手は多能起
なるべしもし香もくひもそや有べし
一男女乃称号　伽羅の名を樓羅と
摩訶迦羅なり　摩羅義とは

表一位

翻訳語乃ち白き布を伽羅と云
云上代に懐石に出り物なる
也て色桃諸翻譯の義を為称は
唐にて　唐にいい産伽藍香
新名行　降真香　烏木と云かり
伽南　奇蓋　号乃文字あり　伽羅
乃ち義の

一雲母ニテ作リテ銘ヲ付ル事ハ
昔ハ銘ヲ付ル事ハ又侍ハ如何
雲母ノ盤ニ多キ事ハ
拙ハ云ハ銘ヲ付ル事ハ
如何ナル人唐土ニ居合金銀雲母ヲ
作リテ隔ヲ行シ記ヲ
寛文五年買正面ニ
藤昌章

栄松筆記 不審

一碣ノ事ハ
当世碣ハ
一信ヲ
同 答 同
一茶ノ湯ハ
秀乃所ニ

りあるべし

茶別ハ[illegible]ハ茶
湯ハ[illegible]ハ細茶
乃茶湯茶乃席[illegible]茶[illegible]
ハ茶の茶の[illegible]
細茶茶湯茶[illegible]茶行茶
炉風炉ハ茶別ケ茶関係[illegible]有

之ハ右二件の侍茶道可[illegible]
席ハ[illegible]茶[illegible]
因茶[illegible]不審出茶ハ茶席ハ細茶欤
茶乃席ハ茶湯[illegible]成[illegible]茶
席[illegible]の[illegible]細茶の茶[illegible]茶
乃相[illegible]茶[illegible]ハ古代[illegible]
茶湯乃相[illegible]茶[illegible]

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2
ガラス使用

八ツ[illegible]代秀武を学ぶて茶の達人
なれば却て一道の都にて聞あり
先に師匠茶秀達人の[illegible]市谷[illegible]
千氏[illegible]代茶人西[illegible]仁多[illegible]
秀年未熟又秀人[illegible]茶道未熟
何分商所人[illegible]寄一向市谷[illegible]
[illegible]物[illegible]夫故[illegible]

中口[illegible]他流[illegible]秀[illegible]茶
[illegible]前度一[illegible]
[illegible]茶道[illegible]
[illegible]右[illegible]
[illegible]秀[illegible]
[illegible]秀
[illegible]

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2
ガラス使用

之中ニ於テ、第七番ニ秀ハ、
ヲ、又第廿番ニ秀ハ、第四番ニ
第七番ニ秀ハ、流派ニ於テ、
八流流ニ有ル事ニ、付而、第
一勝ヲ取リ中ニ中ニ、右秀の
番ニ於テ、第廿番ハ、秀の方ニ
第七番ニ秀ハ、流ニ於テ、
夫二通ニ付一ト

段ニ隨フ、流ニ於テ、
中ニ、段ニ付而、
第七番ニ、秀ハ、
ヘ第四番ニ、中段ニ、出秀ニ隨フ
ハ、第七番ニ、秀ハ、
礼ニ、第七番ニ、秀ハ、
第廿番ニ、秀ハ、

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2
ガラス使用

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2

ガラス使用

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2

ガラス使用

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2

ガラス使用

関ヶ八月中ヶ月ハ二国国三所系巳
吉左右一祐院二国国三所系巳
うし祐五ゆめと[illegible]御所の御領
祐院方今代ゆ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
おとそのそうひうそ[illegible]
八月人のゆるうと[illegible]

ゆ御所ゆ[illegible]義政ゆ[illegible]
[illegible]ゆ[illegible]
乃事乃[illegible]ゆ[illegible]
[illegible]ゆ[illegible]
[illegible]ゆ[illegible]義政ゆ[illegible]
[illegible]ゆ[illegible]
[illegible]ゆ[illegible]
に御の[illegible]ゆ[illegible]義政ゆ[illegible]又
ゆ文脱信[illegible]御[illegible]

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2

ガラス使用

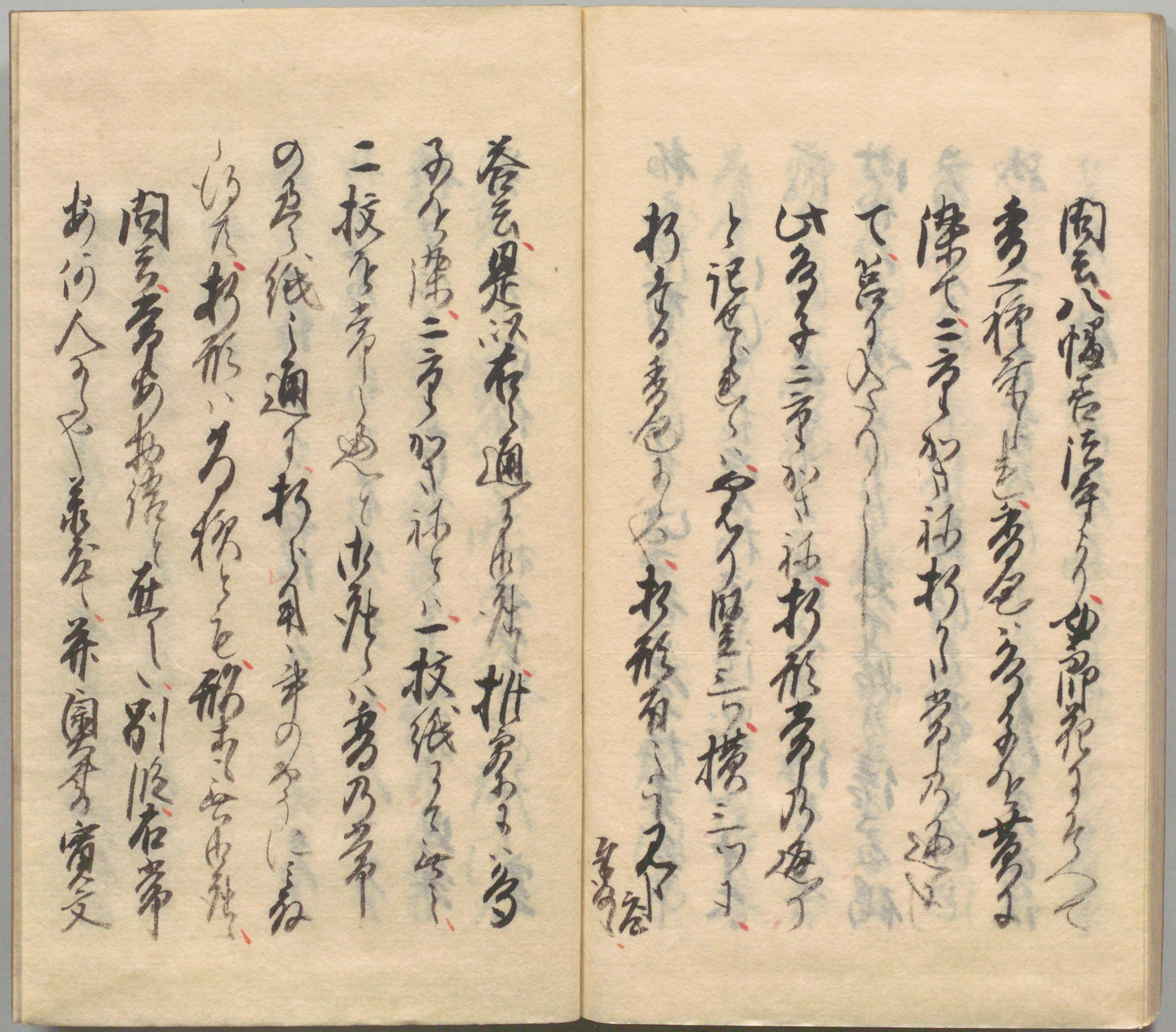

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2

ガラス使用

特1002
2

五年に月下旬に芝増御殿
在之に成り為之延り元文三
年に成り
巻之内作者の相違と成り為
相違者多く有之候所に
相違行り申候と成り四年
間に御作者に相違候に付
候

り寛延の寅保の時に
成り為之寅文に相違
と御一笑

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2
ガラス使用

国立国会図書館　栄松筆記（香道叢書58）特1002-2

ガラス使用